第 14 回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成 27 年 1 月 16 日 (金) 10 時 00 分 ~ 11 時 55 分 文 化 庁 第 2 会 議 室

[出席者]

(委員) 沖森主査, 笹原副主査, 秋山, 井田, 入部, 岩澤, 鈴木(一), 鈴木(泰), 関根, 棚橋, 出久根, 納屋各委員(計 12 名)

(文部科学省・文化庁) 岸本国語課長,鈴木国語調査官,武田国語調査官, 小沢専門職ほか関係官

[配布資料]

- 1 第13回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)
- 2 「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針」の構成例について (素案)
- 3 常用漢字表における「字体・書体・字形」等の考え方について(共通理解のための素案)
- 4 「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」(平成 25 年 2 月)に おける未検討の課題

[参考資料]

1 漢字小委員会における審議スケジュール (案)

[机上配布資料]

- 国語関係答申·建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 〇 改定常用漢字表
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について (報告)
- 〇 学年別漢字配当表
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校,中学校, 高等学校等における漢字の指導について(通知)

[経過概要]

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 事務局から配布資料 2 及び 3 について説明があり, 説明に対する質疑応答及び意 見交換が行われた。
- 4 事務局から配布資料 4 について説明があり,説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 5 漢字小委員会の予備日(1月30日(金))は使わないこと、また、次回の国語 分科会について、平成27年2月20日(金)午前10時から文部科学省3F1特別 会議室で開催することが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」の話を進めてまいります。本日お示しした資料で、配布資料2は、前回の漢字小委員会で検討していただいた指針の構成例について、委員の皆さんの意見を反映したものです。配布資料3は、今回の指針の理論的な基礎となる常用漢字表での字体・書体・字形などの考え方について、今後の共通理解を図るために主査打合せ会で検討し、まとめたものです。本日は、特に配布資料3の方を中心に検討していただきたいと考えています。

では、まず、配布資料2について、修正点を中心に簡単に事務局から説明をしていただき、質問や意見があれば時間を取りたいと思います。では、説明をお願いします。

事務局(武田国語調査官)から配布資料2について説明

○沖森主査

現段階で委員の皆様の意見を反映したものです。今後,具体的な作業を進めていく中で,変更するところ,あるいは書きにくいところなどが生じてくることも考えられますが,大筋としては,このような構成を念頭に置いて進めていきたいと考えています。何か質問,意見等ありますか。配布資料2についてはよろしいですか。

(→ 挙手なし。)

では、この方向で進めていきます。ありがとうございます。

続きまして、配布資料3の「常用漢字表における「字体・書体・字形」等の考え方について」の検討に移ります。これは先ほどの構成例で言うと、第1章の中に入ってくる内容でありまして、今回、作成する指針の土台となる考え方を示しているものです。御覧のとおり、内容としては、必ずしも易しいものではなく、少し取っ付きづらいところもあるかと思いますが、Q&Aなどを読んだ上で、更に詳しく字体や字形について理解したいという人に読んでいただくことを意識したものです。

本日は、委員の皆様方で理解を共有していただくために、素案として示しています。 少し長いものですので、内容を区切って協議を進めていきたいと思います。まず、冒 頭から2ページの「2 字形」のところまで事務局に読み上げていただき、質疑の後、 意見を頂くという順で進めていきたいと思います。では、読み上げをお願いします。

事務局(武田国語調査官)で配布資料3の冒頭から「2 字形」までを読み上げ

○沖森主査

以上,ほぼ2ページ分ですが,字句等に関する直接的な内容についての質問はありますか。御自由に御意見を頂きたいと思います。

○井田委員

「山」と「川」のような全く違う漢字でも,「字形が違う」という言い方をするのですか。

○武田国語調査官

はい。「字形」という言葉は、常用漢字表においては、字の形そのものと言います

か,見た目と言いますか,そうしたものを指します。「山」と「川」は明らかに見た目が違いますので,「字形の違い」と言ったときにはやはり入ってくるということになります。

この後、字体のところでも少し説明が出てきますが、一つの字体の中における、細かな差異も当然「字形の違い」と言います。「字形」という言葉そのものについて言えば、非常に広く考えると、「山」と「川」のように本当に全然違う文字、あるいはアルファベットの「A」と平仮名の「あ」を並べても「字形の違い」ということになると思います。

○鈴木 (泰) 委員

同じようなものですが、「書体の違い」というのも字形の違いになるのですか。

○沖森主査

見た目が違うということですから, 「字形の違い」になります。

○鈴木(泰)委員

見た目が違うと「字形の違い」と言ったら、かなり漠然とした意味での見た目だ。

○沖森主査

見た目です。見た感じが違うと判断されれば、「字形の違い」となります。

○鈴木 (泰) 委員

はねるところや止めるところがなくなるわけだから、「字体の違い」を含むということですか。こうした「書体の違い」も「字形の違い」に入れるのか、それとも、見た目が少しでも違えば、全部「字形の違い」ということになるのか。

○笹原副主査

線の太い,細いまで含めて,形が何かしら違えば「字形の違い」と,ここでは使っています。

○出久根委員

この「山」と「川」を例示すると、皆さんおっしゃるように、非常に混乱すると思います。明らかに違う字なので、「字形」の例として、こうしたものは例示しない方がよろしいと思います。

○武田国語調査官

机上にあります「改定常用漢字表」の(13)ページを御覧いただきたいと思います。今回の説明は、冒頭にもありますが、この常用漢字表の字体・書体・字形の説明を受けていると言いますか、それを更に詳しくしたものです。(13)ページの(1)の四つ目の段落に字形の説明があります。ここに、「これは印刷文字、手書き文字を問わず、目に見える文字の形そのものを総称して言う場合に用いる。総称してというのは、様々なレベルでの文字の形の相違を包括して称する」という言い方をしております。ですからこの考え方に基づくと、「山」と「川」も入ることになるかと思います。しかし、今、御意見を伺っていて、例えば広義での字形と、狭義の字形という使い分けをした方が、「改定常用漢字表」の中で言う様々なレベルの内容を説明できるかと思いました。レベルを切り分けながら説明をすることを考えた方がいいのかと思いました。

ただ,「山」と「川」を並べたというのは,こういった意図があったということです。

○出久根委員

「山」と「川」だと、赤穂浪士の合い言葉みたいで、何か意味があるように感じて しまいます。「山」と例えば「原」とか「地」とか、別の全く違う字を出せば、字形 の違いというのは分かると思いますが、この例だと「山」と「川」に何か意味がある のではないかと少し考えてしまいます。

○関根委員

「改定常用漢字表」にある「諭」と「論」などの方がいかにも似ている字で、例えば小学生レベルだったら間違いやすそうなので、こうした字の方が分かりやすいと思います。皆さんおっしゃるように、それを最初に持ってくるのではなくて、段落を変えて、こういうものも「字形の違い」と捉えられるというような書き方にしてはどうでしょうか。

○井田委員

手書きで、例えば関根委員が書く字と私が書く字が違います。それも「字形の違い」 ということになるのですか。1億人いれば、1億通りの字形が、まず手書きとしてあ る。

○沖森主査

はい, そういうことになります。

○出久根委員

非常に分かりにくいです。問題は、この「山」と「川」が紛らわしいということだ と思います。

〇鈴木 (泰) 委員

「字体」,「書体」といった漢字の議論ではなく,漢字は形・音・意とか,形と音と意味があるといった際の,形に当たるものを全部そこへ含めているという感じですか。

○沖森主査

そうです。「字形」というのは非常に広いのです。

○鈴木(泰)委員

だから、「字体」とか「書体」とかというのは、更にその下のレベルでの区別の問題として考えるということですか。

○沖森主査

はい。

○入部委員

すると,これは最初が字種になっていますが,例えば順番を字形からにするとか, 元々表題が「字体・書体・字形について」ですので,順番が違うと思うのです。字形 がそれだけ広い解釈であれば、そちらを先にしていただくと分かりやすいと思います。 字種の方を先に読んでしまっているので、あれっという感じを受けるかと思います。

○岩澤委員

私もそれを思ったのですが、どういう理由で字種を最初に持ってこられたのですか。

○関根委員

それは、私が、そもそも字の種類の違いがあって、まずそれが大前提だろうという ことで、字種を最初に書けばいいのではないかという発言をしました。

○岩澤委員

そこは一般の人から見ると、字種が一番身近ではないと思います。私の考えには違うところがあって、字体・字形というのは理解できるが、字種と言われた途端に分からなくなる。自分の身近なもので、「字種」という言葉自体を余り聞いたことがないからです。だから、まず字形とか、字体というものを説明された後に、その基になるものということで、字種を説明する。

基になるものだから、関根委員は先に説明した方がいいのではないかとおっしゃっているのですが、その方が理解できますか。

○関根委員

「字種」という言葉、用語自体はなじみがないですが、一般の人が字の違いと言ったときにまず思い浮かべるのは、字が違うという字種の違いになります。そういう意味で、その用語になじみはないけれども、まず漢字ということを説明するのであれば字種かなと考えました。

○岩澤委員

なるほど。ただ、私は、この文章を読んで、「亜」と「亞」を例に出していますが、 日常生活においても目にすることがあるかと言いますと、「亞」については、現在は ほとんど目にしません。確かに今から数十年前なら別ですが、この事例を目にしませ ん。

○出久根委員

しないです。

○岩澤委員

ここに書いてある例を見て, 「そうだ。」と私には思えないのです。そこはどうで しょう。年齢を重ねた方は, 昔, こういうものを目にしたと思うかもしれませんが, 私は, 目にしません。

○鈴木(一)委員

昔と言うか、かなり前の文献として目に触れるという可能性はあります。ただ、その可能性をどの程度で見るかという問題だと思います。多分、近年書かれている文章、いわゆる旧字体ではなくて、現在の常用漢字表に基づいて書かれた文章では、目に触れることはまずないと思います。が、以前に成立している文章では目にする可能性はある気がします。したがって、解説として、ここで一つ入れておくというのは、私は意味があると思います。

○岩澤委員

そうだとすると、そういう表現にしてほしいと思います。

また、少しこだわるようですが、もし字種から書くならば前文で、なぜ字種から書くのかということをきちんと書いてほしいです。それを、この前の7行ぐらいには書いていないので、なぜ字種が最初に書かれるのかということを記述してほしいです。

○出久根委員

でも、関根委員、一般の人たちは文字の形から入るのではないでしょうか。 字体、字形、字種、古いものを読む人にとっては、この旧字体のようなものでも、

併せて分かると思うのですが、若い人たちはどうでしょう。例えば「壓」は旧字体だから、この文字自体を例に挙げることが余り適切ではない気がします。

○関根委員

例として,固有名詞は今でも割と旧字体が好まれるようなものもあるので,そういうものを挙げるというのはあるかもしれません。

○岩澤委員

この例の中だと「讀」「賣」ぐらいです。

○関根委員

多分「亜(亞)」も、会社名だったら、ロゴとしては旧字体の方を使っているところはある気もします。だから、余り意識しないでいるという可能性はあると思います。ほかにも、確かによく目にするというか、あるいは別の字だと思っているような旧字体もあると思います。前回もお話が出たかもしれませんが、子供の漢字に、画数の関係で旧字体をあえて付けるというのもありますから、そういうのを選べば出てくるわけです。

それから、項目の順番について、別に私はそんなに強く主張しているわけではないですが、要するにこれは用語の説明をしているわけです。用語の説明をするのか、あるいは正に漢字の考え方を言っていくのかによって、書きぶりが少し違ってくる。用語の説明からしているので、「字種」という用語自体がなじみにくく、恐らく違和感があるのではないかと思います。

ここの目的としては、基本的に、活字体の書きぶりの違いについてというところに持っていきたいわけです。そこに持っていくためには、どういう書き方が一番適切なのかということだと思います。多分この「字種・字形」という用語がまず理解できれば、そこにスムーズに行くのではないかというのが恐らくこの案だと思います。ただ、その説明にはどういう順番がいいのかというのは、また別のことになるのかもしれません。

○笹原副主査

 的多く, 芸能人の名字などにもあるので, 大学生, 高校生, 中学生でもよく知っています。

あと、違う字だと思われているのではないかという字体では、例えば「竜(龍)」なんていう字は、16 画の「龍」と、「立」の下に、電気の「電」の下の部分が来る簡単な「竜」と、一般には「たつ」と「りゅう」の違いとか、西洋のドラゴンと中国の龍みたいに別扱いされているようなところまであります。そういうものを例として挙げると、もしかしたら、これが字種というものなのか、何か混同していたなということを実感してもらえるかと思います。

○鈴木 (泰) 委員

「字種」という言葉は、常用漢字表の説明の前文に出ているのに、どの辞書にも、載ってないのです。つまり、一般には理解されていない言葉だということに、やはり問題はあると思います。「字種」とはどういう言葉なのかと辞書を引いても出ていないので、説得力があるのかという気がします。

「字種」は、常用漢字表に記載しているのだから、辞書に載せておいてほしいです。

○笹原副主査

字種は、恐らく重要な概念のはずです。例えば常用漢字は何文字ですかと言われたら、2,136字ですと言えます。その「字」というのは、実は「字種」のことであるので、概念として一応共有はされているはずなのですが、確かに「字種」という用語がまだ一部にとどまっている感があります。

○鈴木 (泰) 委員

その辺の問題があるのだろうと思いますが、私も最初、少し不思議に思いました。 項目の最初として、同じ字とはどういうものかとか、そういう言い方でもいいのでは ないかという気もします。

○納屋委員

私は、字形についてのこの書きぶり、書いてあることは非常に分かりやすく思いました。字形というのは、「個々の文字の見た目、形状のことである。」とはっきりまず一文で書いているので、分かると思います。構成例も提示されているので、この指針をどういう形で作っていくかということと今の問題は絡んでいると思います。

常用漢字表の手当てということを考えるならば、「字種」から書き進める必要があります。常用漢字表を見た上でこれを見ているという前提だからです。ですから、それでよろしいのかと思っているのですが、鈴木(泰)委員がおっしゃっているように、漢字辞典を見ると明らかに、形・音・義ということで、「字種」という言葉は出てきません。これは少し後の検討の中で、再検討というのが一番無難なのではと思います。それから、図2-1に掲げられている字形の中でも、この表に掲げられた段階で、2段目のところに、括弧で「(通用字体)」、右側が「(康熙字典体)」となっています。一番下段のところで言えば印刷文字についてですから、つまり、「字形」のことを説明しているときに、「字体」、「書体」のことも記述されている、という概念がごちゃごちゃと入ってきているので読みづらい。ほかの知識を要求した上で、これを見てくださいということを大前提にしているように思えます。したがって、この括弧がなかったなら、どうなのだろうかという気もしました。

○武田国語調査官

この順番については、主査打合せ会でもかなり話題になったところです。例えば常用漢字表の答申の中では字体・書体・字形という順番で既に行っていて、このタイトルも「字体・書体・字形」としておりまして、それに準じて字体・書体・字形という順で挙げているわけです。それなのに、その三つの中にない字種から始まるということです。しかも「字種」というのは一般によく知られていない言葉なので、そのとおりだと思います。

そして、納屋委員から指摘がありましたが、字種・字形・字体で書体が最後の方に 出てくるわけですが、そういう順番で書いていますので、できるだけ「字体」の話が 出てから「字体」という言葉を使う、「字形」という言葉が出てから「字形」という 言葉を使うということを心掛けて書くようにという指示を頂いて書いております。た だ、どうしてもところどころに残ってしまっている面があると思いますので、そこは 今後、少し考えていきたいと思います。

○棚橋委員

私自身は,「字種」から書いてくださっているという書き方がよく分かる書き方だと思います。確かに委員の皆様がおっしゃっているように,「字形」のところに行って,いろいろ混乱を招くようなところもあるとも思います。

それで、こんなことをしたら良くないのかもしれませんが、例えばここに、新たに図 2-1 のところに「通用字体」や「いわゆる康熙字典体」に対して、注を引っ張るとか、詳しくはこのページに飛んでくださいといった書き方をするというのはどうでしょうか。こういうものの性質としては良くないかということを思いますが。以上です。

○秋山委員

私も、これを読んだときに「なるほど」と思いました。4番のところに行って、3 者の「字種・字形・字体の関係」というところで、すとんと自分の中では整理されま した。

先ほど「字種」のところで出た、余り使われていない漢字が出ているというということに関しては、先ほどおっしゃっていたように、「櫻」という字、「學」という字、「龍」という字、これはよく学校の中でも目にすると思います。ですから、例を変えてみてはどうでしょうか。

一つ,教えていただきたいのは,「当指針における「手書き文字」とは,主として,楷書(行書に近い楷書を含む。)で書かれたものを対象としている。」という文言があり,平成22年の常用漢字表では「楷書に近い行書を含む。」と書かれていますが,その違いはどのようなものなのかということです。

○武田国語調査官

常用漢字表は「楷書に近い行書」という言い方をしていますが、主査打合せ会の中で、この指針を出すに当たって、行書というところに一歩踏み出した瞬間に、その範囲というのが非常にぼんやりしてしまうという面があるのではないかという話がありました。恐らく「行書に近い楷書」と「楷書に近い行書」というのは、言い方の違いというか、視点の違いということかもしれませんが、かなり近いものを言っていることなのかと思います。ただ、行書というものに踏み込んだ瞬間に、その範囲が広がってしまうということを避けるということで、常用漢字表と書きぶりを変えています。この指針を出すに当たっては、楷書の範囲でやりますということをはっきりさせたと

いうことです。

ここはもう少し親切に書いた方がいいのかもしれません。「常用漢字表では「楷書に近い行書を含む」と書いているけれども、当指針においては楷書に限って話をする。 そういう意味で、「行書に近い楷書」までを含むものとする。」というような書き方です。意見を伺って、もう少し丁寧に書く方がいいと思いました。

○沖森主査

では、また後で触れていただける機会があるかと思いますので、続きまして、今度は「3 字体」、これは結構長いものですから、これについて、読み上げをお願いしたいと思います。

事務局(武田国語調査官)で配布資料3の「3 字体」を読み上げ

○沖森主査

では、自由に意見を頂きたいと思います。

○鈴木 (泰) 委員

この文章は、配布資料2「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の構成例」のどこに入るものですか。

○沖森主査

2ページの上から三つ目の丸「常用漢字表における「字体・書体・字形」等の考え 方について」です。

○鈴木 (泰) 委員

考え方についての部分ですね。

これと似たような部分というのは、今まで常用漢字表の中にもありました。それと 差し替えるということですか。

○沖森主査

全く別のものです。

○鈴木(泰)委員

全く別のものなのですか。常用漢字表の記述には関わらず,新たにこういうものを 付け加えるということですか。

○沖森主査

これはもうこれのままです。

○鈴木 (泰) 委員

少し重いのではないかという気はします。重過ぎるという気がする。このようなことまで考えないと漢字は書けないのか思とうと、書くのが嫌になってしまうかもしれません。

○沖森主査

確かにそのとおりでして、(付)の方が使いやすいのではないかというのは、そこに理由があります。この部分は、理論的支柱のようなものです。

○鈴木 (泰) 委員

理論的であることは分かりますが、もう少し簡素でいいのではないかと思います。

○沖森主査

注をいろいろ付けていくとだんだん詳しくなってしまうので、厳密に書こうと思えば、思うほど長くなってしまう。確かにおっしゃるとおりだと思います。

○井田委員

考えてみたこともなかったことを理路整然と書いていただいて、なるほどこんなすごいことを毎日、皆しているのだと改めて思いました。ですから、たまには、このような文章があって、読まない人は読まないけれども、読みたくなった人、あるいは読まざるを得なくなった人が読むのがよいと思います。私は、今、読んでいただいたから、耳で聞いてから読んだようなものですが、でも、勉強になりました。面白く聞かせていただきました。ですから、この記述はあってもいいのではと思います。

それから、細かい質問なのですが、4ページの図3-5の「牙」という字、この二つ字体は違うのですか。

○武田国語調査官

はい。常用漢字表の(19)ページを御覧ください。複雑な話になってしまうところもあるのですが、(19)ページの真ん中ぐらいに、「牙」という字が三つ並んでいます。今回の字体、字形の説明にはこのうちの二つを挙げていますが、常用漢字表で採ったのは一番左の形です。これが本表には入っております。

なぜここに挙げられているかといいますと、既に常用漢字表に入っていた「芽」という字がありますが、「牙」に、草冠(艹)を付けると「芽」になります。昭和 56 年の常用漢字表の「芽」は「牙」が一番右の形、今回の図 3 - 5 で言えば、右の形です。これに草冠が付いた形になるわけです。したがって、草冠を取れば「牙」になると思っていらっしゃる方が多いわけです。そうすると、常用漢字表が採った左の形よりも、右の方の形で書く方もいらっしゃるわけです。

これは、字体が違うとも考えられると、この指針の中には書いてあります。「~も捉えられる」という言い方をしているのは、微妙なところです。左の「牙」の字は、横棒を引いた後に、次にLの字を書いて、1 画で次のところを書きます。Lの形を1 画で書きます。そうすると、右の方と画数が変わります。画数が違うということは、別字体ではないか、という考え方が一方にあるのです。

ただ、両方とも、同じ字として世の中に流通している面があります。使い分けが行われるかというと、ほとんど行われていない。そこで、常用漢字表は特定の字種に適用されるデザインの差であるということを示しています。特に常用漢字表は印刷文字を通用字体として示していますので、これはデザインの違いですという言い方をしています。デザイン差ということは、字体は一緒だということでもあります。だから、そこは常用漢字表の非常に微妙な、難しいところではあります。現在の常用漢字表の中での非常に複雑な部分ですが、結論を言うと、同じ字体であるという捉え方もできるし、別の字体であるという捉え方をすることもできる、ということになるかと思います。

○笹原副主査

常用漢字表としては、デザイン差というように一応してあります。ただ、世の中では、画数が違うので、字体が違うという捉え方をされることが今なおあります。

○鈴木(泰)委員

5ページの上から5行目ですか、「このような字形の違いは、漢字の骨組みの違い、つまり、字体の違いにまで及んでいるものである。字形が変わることによって、元の字の字体の枠組みの範囲から出てしまい、別の字種として認識される例である。」この書き方はちょっと不思議な感じがします。

何か字形が生き物みたいで、字形が勝手に変わる一字形が勝手に変わって、いつの間にか字体の枠組みからはみ出す。そうすると誤字になる。でも、実際、そんなことはあり得ないので、別の字体を目指した結果、字形が変わってしまう。何か自然にこういうことが起こるかのように、ほかのところでも記述されている。その図3-6の下のところから7行目、「このように、ある漢字の字体の枠組みの範囲から逸脱したとき」、恐らくこれは、主語は「字形」です。字形が生き物のようになっているのですが、こういうことはあり得ないと考えます。

○沖森主査

自動詞でなく、他動詞的に書いたものということでしょうか。

○鈴木(泰)委員

「字形」というのは結果だというように考えます。だから,「字形」というのが勝手に,何か動いているように思えます。一貫してそういう書き方になっています。

○沖森主査

もう一度、読み返してみたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○納屋委員

鈴木 (泰) 委員のおっしゃっている 5 ページについて申し上げます。先ほどの字種の問題と絡んでいると思っております。 3 行目から 4 行目に「それぞれ「未」, 「土」というのが別の字になる。」と書いています。「字」と「漢字」と「字種」が, はっきり書いていないと思えます。

先ほど鈴木(泰)委員がおっしゃっていたように別の字種,別の漢字の話題になってしまったのではないでしょうか。私の認識では,漢字のことについて,常用漢字表を基に考えていたものでした。しかしその考えが抜けてしまった。だから,字種から記述し,用語の説明になってしまったので,このような書きぶりになっているのだと思います。

ですから、通常の漢字の説明だと「偏」とか「旁」とか「パーツ」とか「部分」という言葉を使用しているものがあります。しかし、ここまでのところだと、そのような言葉を使っていないので、ちょっと無理な説明になっていないかという懸念を持っています。

○沖森主査

ありがとうございました。では、次の「4」から最後の「6」までについて、読み上げていただきたいと思います。

事務局(武田国語調査官)で配布資料3の「4字種・字形・字体の関係」~「6書体」を読み上げ

○沖森主査

では、「4」から「6」までについての御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

○棚橋委員

主査打合せ会のときには気付かなかったのですが、6ページの「4 字種・字形・字体の関係」の最後に、7ページにまとめた段落がありますが、これを読んでいると、字形が一番下位の概念のように読めてしまいます。先ほど問題になった表のところで、字形の違いは字種の違い等も含めているということを考えると、やはり広義とか、狭義ということを述べないと混乱を生ずるような気がします。

○鈴木(一)委員

皆さんの御意見もお伺いしたいのですが、私としては、こうやって一緒に読んだとき、この「字種・字形・字体の関係」は、章立てとして早い段階に持ってきた方が分かりやすいかなと思いました。その方が、「字種」、「字形」、「字体」というそれぞれ言葉の定義もより分かりやすい気がします。

その一つ一つの定義というのは、最初、「1」、「2」、「3」で書いてありますが、それよりも早い段階で、このそれぞれの三つの言葉の関係を、「4 字種・字形・字体の関係」で書いてあるように記述していただいて、個々のものをより細かく丁寧にと「1」、「2」、「3」と記述していった方が分かりやすいような気がします。私は、「1」、「2」、「3」を読んでいて分からなかったのですが、「4」を見て、なるほどとなったわけです。特に「字種」ですけれども、「字種」は実はよく分かりませんでした。ただ、ここに来て、「字種」が文字とほぼイコール、ほぼイコールという理解でいいのかなと思いました。それは「4」、「5」を読んで分かったところがあるものですから、比較的早いうちに記述した方がいいかなという気がしています。

○入部委員

それぞれ格調高い文章でまとめられているので読み応えがあります。後は読みやすさの問題だと思います。例えば私でしたら、大学生に示そうと思った場合、まず、レポートを書かせるのに、書体の話をすると思います。その次に、鈴木(一)委員がおっしゃったように、字種・字形・字体の関係を言った後にじっくりと個々の補足説明という形になると思います。説明したときに、どのような説明の仕方をすれば分かりやすいかということが読みやすさと関係していると思いますので、その辺を御配慮いただくと、一つ一つ、じっくり読む機会を学生に与えられると思います。

○関根委員

我々としては、この部分を最初に読んでいるわけですが、指針としては、これがかなり後の方に位置します。その前に「はじめに」があって、「指針の見方及び使い方」があって、第1章があってという、その辺りも念頭に置いて考えなくてはらならいのかと思いました。確かにいきなり「字種」と言われて、分かりにくいのはそのとおりだと思います。この文章は、おおよそのことが何となく分かっている人が読むと非常に整理できるという書きぶりだと思います。言ってみれば、この構成案の前の方で、ある程度問題点となるような事柄が一応問題認識として入っていて、まとめというよ

うな形の文章がその後ある、というように、読み方を変えてみると、また考え方も 違ってくるかと思います。

今日の議論では、いきなりこの部分が示されるという形で議論してしまったと思いますが、全体の中での一部ということで考えた方がよいと思います。もしこれが最初であれば、むしろ「字種」は、用語としては目新しいけれども、一番分かりやすい概念です。誰もが知っていることが書かれています。ただ、これから活字書体、手書き書体といった違いについて、説明し、認識してもらうためには、それぞれの「字体」、「書体」、「字形」という用語が分かっていた方がよりよいと考え、まとめられたということだと思います。ただ全体との関係で、もう1回、見直してみたいと思います。

○岩澤委員

これは解説している文章です、私はそう理解しています。そうすると、指針の中で解説している部分をどう扱うのかという問題があると思います。先ほど鈴木(秦)委員がもうちょっと簡単、簡素でもいいのではないか、とおっしゃっていましたが、これだけ本文で解説する必要があるのかということをやはり思います。この指針を読むに当たって、飽くまでもこの概念を理解した方がいいという位置付けですから。

要するに、本文をずっと読んでいかないと理解できないというのは不親切ではないかと思います。この指針を読むに当たって、まずこうした概念、「字種」「字体」「書体」「字形」というのを、まず読んでくださいと、切り分けておいた方が分かりやすいのではないかと思います。私は、さっきの分かりやすさということで言うと、その方が分かりやすくはならないかなと思うのです。

全体の構成に関わることなので、この段階でというのは、ほかの委員の御意見も伺わないといけないですが、どう見ても、これは解説している文章だと思います。沖森主査や笹原副主査が書かれた「字種」の本も、私は読んでみましたが、その専門家の解説に非常に近いものです。そこまでこの指針の本文に求めるものなのかどうかということです。やはり、配布資料2の構成例のままで、このくらい詳しい記述の方がいいと思われますか。

○沖森主査

個人的な意見ですが、私はどこかに理論的な根拠と言いますか、ここへ取り上げていることの根拠を示さなければならないので、どこかに、硬いけれども、一応定義付けておかなければいけないと思います。それと、飽くまでこれは常用漢字表における捉え方であるということをどこかで強調しておかなければいけないと思います。これは一般向けの言語学における取扱いではなくて、改定常用漢字表における漢字の扱い方、基本的な方針ですので、そこはそこでちゃんと書いておいた方がいいと思います。それともう一つ。改めて配布資料2の構成例を見ましたが、「指針の見方及び使い方について」というところで既に字体・字形に関して出てきていますし、第1章の最初の方にも、「当指針の基本的な考え方について」で字体・字形について述べています。字体・字形について、この後まで引っ張っていくのは難しい気がしますので、その前の段階で、定義というか、触れておくことと、詳しくはここを見てほしいという注を付けておく必要はあると思います。実際に今の素案がどういう形で盛り込まれるか、まだよく分かりませんので、御意見を十分踏まえて作成したいと思います。

○岩澤委員

先ほど鈴木(一)委員がおっしゃったことと関係あるのですが、指針を読むに当たって、内容的には、まずここの部分を読んでくださいということがあれば、なるべく早い段階でそういうものは終えた方がいいと思います。もしくは、別途解説で後ろ

に持ってくるかという, どちらかだと思います。

○関根委員

分かりやすさという意味では、Q&Aの方で担保されるところがあるかと思いますが、Q&Aの最初のQ&A、基本的な考えについてのところで、今日のたたき台の部分が分かりやすく示されるといいかと思います。ただ、より詳しくは、書いてある。これはこれできっちり書いておく必要はあると思います。ただ、一般の人には、やはり分かりにくいとは思うので、Q&Aで分かりやすく書いておく。

だから、最後が(付)となっていますが、(付)ではない方がいいと思います。(付)だと、どうしても、付け加えということになりますが、分かりやすく書いて、これ自体も本文であるとした方がよい。要するに違う書き方で書いているということで、本文の方は、用語の定義をしっかり書いておき、こちらは基本的なことだけにする。書きぶりを変えて書いて、Q&Aの方を先に読んで、改めてこっちを読むと、より理解が深まるとか、そうふうに使ってもらえるように誘導していくというやり方もあります。

○納屋委員

結局、構成例の「はじめに」のところに書かれる目的や、この指針を作るに至った経緯との絡みの中で決めていかざるを得ないと私は思っています。つまり、情報化、国際化の変化が大きい中で、何で漢字の字形・字体・書体について問題にしなければならないのかということを書く必要があると思います。今のまま議論していくと結局、手書き文字と印刷文字といった小さい専門分野のことを説明しているような印象にならざるを得ないと思いました。

したがって、第1章には、漢字仮名混じり文の文字・漢字について取り扱っている という記述がないと、どうもしっくりしない感じです。だから、最初から「字種」と 言われてしまうと、これは専門分野の指針なのかという感じを受けるわけです。

この配布資料2の構成例は、「敬語の指針」とよく似ているとお話ししましたが、 比較してみると、これは漢字のこういう字形のことを問題にしていると記述すべきだ と思います。それは今という時代が要請しているからです。それを一般の方が意識し なかったら、もっとひどいことになるので、「国語に関する世論調査」で、字種、字 体といった漢字についての意識が、情報機器を使う中で一体どうなっているのか、聞 いてほしいと思います。漢字の使用について、はっきりせず、根拠を持たずに、情報 機器で使われているからこれがいいという錯覚に陥ることのないようにしたい。その ような手当てができるような、世の中が望んでいる形の指針であるということの裏付 けになるような調査を是非していただきたいと思います。

さらに、構成例の最後の部分について、Q&Aを作ると思いますが、そのQ&Aに、必ず情報化、国際化関連のものを入れておく必要があると思います。そのぐらい大きくしておかないと、なぜ漢字のことをやっているのか、趣味でやっているのか、となったらまずいと思うからです。

また、以前も申し上げましたが、絵文字も社会では当たり前になっていますが、絵文字に流されて、漢字の形のことが分からなくなっている。といった事態が起きないような指針にしていくべきだと思います。

○入部委員

6ページの真ん中のところ「ただし、こうした手書き文字と印刷文字それぞれの表し方の習慣や決まり」という部分で、例えば英文に直すのであれば、この「習慣」は "protocol" という言葉になります。「決まり」は "rule" だと思いますが、「習慣」

という言葉が二つ出て来て、全体として五つあります。非常に大きなキーワードになっていますが、その分だけそれに付随する文章が重くなっていて、これは「ただし」から後の7行ほどを見ますと、「習慣」というものをよく理解しなければならない。文化をよく理解しなければならないということは間違っていないのですが、重過ぎるのではないかと思います。ここに思い入れのある方が書いていらっしゃるのであれば、このまま残してもいいと思いますが、一般的にはなかなか理解されにくい7行かと思います。

「習慣や決まりについて」と、「決まり」だけでいいのではないかと、学生などは考えるでしょうし、この7行は削ってしまえるものあれば、削った方が分かりやすいし、思い入れがあるのであれば、もう少し言葉を足して書いた方がいいかと思います。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。全体を通して,構成例も含めまして御意見を頂ければと思います。 (→ 挙手なし。)

では、「『手書き文字の字形』と『印刷文字の字形』に関する指針」につきましては、協議はこれで終わりにしたいと思います。

今期の漢字小委員会は、再来週の30日に予備日を設けておりましたが、来期も継続審議をしていく予定ですので、予備日は使わずに、本日で最後としたいと思います。現実に起きている問題に関するヒアリングから始めまして、内容的に非常に細かく、また重い課題でもあり、また、専門的なところの多い審議を重ねていただきました。委員の皆様方の御尽力には心より感謝いたします。

本日頂いた御意見を含めまして、これまでの検討内容について、主査打合せ会でよく整理し、来期の初めにはより具体的なものをお示ししたいと思います。なお、来月に予定されている国語分科会では、本日までの議論を踏まえて中間報告をすることになりますが、その内容については私に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 (「異議なし」の声あり。)

どうもありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。また、来期の開始までの間に審議の関係で何か必要が生じた場合には、メールなどで御連絡する場合があるかと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後のテーマですが、今期の漢字小委員会が発足した際に、秋以降、漢字の字体・字形以外の課題についても検討の機会を持ちたいという話がございました。本日も前回に引き続き、時間を取って「国語分科会で今後取り組むべき課題について」に挙げられた他の課題についても意見交換ができればと考えております。

では、配布資料4について、事務局から御説明をお願いします。

事務局(鈴木国語調査官)から配布資料4について説明

○沖森主査

では、今の説明に対する直接的な内容の質問がございましたら、よろしくお願いします。

○関根委員

今おっしゃっていた、国語課に寄せられる質問には話し言葉のことを書き言葉の基準で考えて…というところをもう少し説明していただけますか。

○鈴木国語調査官

例えば、いわゆる「ら抜き」があります。「ら抜き」は、学校文法的には確かに誤りだということはそのとおりです。しかし、方言においては、「ら抜き」の形がオーソドックスな地域もあります。例えばその地域出身の方が放送の中で、何かしらの拍子で「ら抜き」を使ってしまったときに、放送で「ら抜き」を使うというのはよろしくない、ということで国語課に電話が掛かってきます。その際、「ら抜き」は、原稿に書かれたものをアナウンサーが読んだのかどうかを聞くと、そうではないということで、とっさに出た話し言葉でのことになります。例えばその方が「ら抜き」にないませんと単純に言えるのかとお話をすると、「ら抜き」はよろしくないという形式的な単純な話ではなくなってきます。ですから、例えば「ら抜き」にしても、国語審議会時代に出しているものでも、オフィシャルな場では良くないだろうと言っていますが、私的な話し言葉についての扱いというのは、必ずしも明確に頭から否定するような言い方ではない書き方をしてします。

一般の方からの問合せでは、特に文法的な現象については、いわゆる言い間違えとして、つい言ってしまったことをあげつらった形で、これはおかしいから指導せよというものもありますので、触れさせていただきました。

○出久根委員

今の関連ですが、東北と北海道は「ら抜き」言葉です。太宰治と小林多喜二の文章では、「見れる」など、「ら抜き」言葉の文章です。それで、地域的な一種の方言じゃないかと思います。太宰の晩年はほとんど「ら抜き」言葉の文章です。地の文もそうです。ですから、いまだに全集でも格別の注を入れないで、そのまま組んでいるようですが、「ら抜き」言葉では太宰が一番いい例だと思います。だから、「ら抜き」言葉はいけないと言うと、その地域の人たちをけなすことにもなるという微妙なものだと思います。

○沖森主査

もう既に「言葉遣い」と「コミュニケーションの在り方」という問題について入っているので、「1」につきましては、前回、意見を頂きました。「2」につきましては、現在行っているところでありますので、「3」と「4」について御意見を頂きたいと思います。この国語分科会がこうした言葉遣い、コミュニケーションの問題について取り組むとしたら、どういった切り口からの検討が可能であるかとか、あるいは、また、どんな内容でまとめれば社会から喜んでもらえるのかといったようなところで、自由にアイデア、あるいは御意見を頂きたいと思います。

○入部委員

是非コミュニケーション能力について扱っていただきたいと思います。企業が求める学生の力のトップがコミュニケーション能力ということですが、各企業がうまくコミュニケーション能力を説明できないということで、2006年に経済産業省が社会人基礎力として、大きく3能力12要素を掲げました。それに基づいて、例えば主体性があるかとか、発信力があるかとか、課題発見力があるかということについて、一つずつチェック項目を設けながら、順次行われていると思いま。特に発信力というところは言葉と非常に関係していますので、言葉と発信力、発信できる言語表現力と言いますか、そうしたことは是非文化庁で扱っていただきたいと思っています。敬語の問題もありますが、どのようにすると相手に伝わる言い方になるのか、あるいは文章になるのかといったことも積極的に扱っていくことで、若者の言語表現力も上がっていくと

思います。

○岩澤委員

今おっしゃった経産省の社会人基礎力は、実際私どもも言葉とコミュニケーションの研修をやっていますので、実際使わせていただくこともあります。そうした状況の中で、文化審議会国語分科会がコミュニケーションにはどういう国語力が必要なのかということを新たに提起しないと、社会人基礎力で述べられていることのコピーになってしまうと思います。既にかなり社会に広がり始めているものです。

そういう中で、「話す・聞く」、今、学校教育の場でも、かなり「話す」ということをきっちりやるようになりましたが、この場でも申し上げましたが、学校の先生方は、自分の受けた教育体験の中で、ほとんど話すという本格的な研修を受けていません。学習指導要領の中には入っているけれども、先生方に伺うと、ほとんどそういう経験はないと言う。というのも、NHK放送研修センターは、これまで3万人以上の先生方の話す、聞く、話し合うという研修を二十数年やってきている実態です。ですから、そういう現状の中で、どういう話す、聞くということを研修するのかという問題があります。

私はさらに、今、社会が分裂状態になっていく、世界が分裂状態になっていく中で、相互に相手を理解し合う力とか、もうかなり出ていますが、課題解決をする力、話し合う力ということー専門家によっては熟議する力とおっしゃっている方もいらっしゃいますが、そういう幾つかの力を備えるために、必要な国語力というのは何なのかという議論が果たしてできるのかということだと思います。そうでないと、このメンバーで議論する意味は余りないかなと思います。その辺りを具体的に議論して、例えば提言できるのか、例えば語彙力というようなことについて何か提起ができるのかどうかというようなことをちょっと考えています。

○納屋委員

私も、岩澤委員がおっしゃったとおりに思います。コミュニケーションと言葉遣いについては、「これからの時代に求められる国語力について」通称「国語力答申」の後に出すものとして、時代状況と合わせて、これからの社会で用いられる言葉、国語という大きな観点の中で捉える必要があると思っています。

最近、世界レベルの言語力といった言い方があります。入部委員がおっしゃっている発信の力について、日本人はどうしたらいいのかという議論もあります。また学習指導要領では、改訂に向けて、課題解決能力まで求めていきたいとしている。そのためにはどのような能力が必要かと言っている状態ですから、大きな視点の中でもう一遍、捉える必要があると思っています。

○沖森主査

ほかにいかがでしょうか。「3 言葉遣いについて」,「4 コミュニケーションの在り方について」に続き,「5 その他」とございますので,これも含めまして御意見を頂ければと思います。

○納屋委員

「5 その他」ではないですが、前回の議論で、ここは漢字小委員会ですが、全体の分科会で取り上げるべき問題にまで踏み込みました。そのときに「公用文作成の要領」の見直しが一番大きかったと思います。その議論が前回、途中で終わってしまったので、何を言いたかったのかを補足させていただきます。

「公用文作成の要領」の見直しというのは大きい課題ですから、この常用漢字表の

手当てをやっていること自体が公用文の見直しの基礎作業をやっていると私は認識しております。つまり、昨年もやっている異字同訓の在り方は、公用文に大変重要なことでした。また、今期の最初に取り上げようとした、「同音の漢字の書きかえについて」も含めて、全部、公用文のことについて取り上げていると思っていました。

それと,「国語分科会で今後取り組むべき課題について」の参考資料として,文書担当者にアンケートをとりました。その中でも待ち望んでいる声がありました。公用文の見直しをやった方がいいということは,アンケート結果にもよく出ています。前回の議論だと,若干手を縮めたらどうかというニュアンスですが,アンケートをとった以上,是非その辺りの判断について,公用文の見直しをするという方向性にした方がよいと私は感じております。

○関根委員

コミュニケーションについて、今まで意見が出たことはもっともで、やるべきだと 思います。国語分科会としてどのように取り組むかについては、岩澤委員がおっ しゃったように、どんな切り口かという具体的なイメージがなかなか描けないでいる。 さっき岩澤委員がおっしゃった語彙力という辺りでできないかという気はします。

今,大学1年生に日本語文章という講座を教えていますが、そこで気付くのは、彼らは言いたい内容は持っているけれども、それを表現するだけの語彙を持っていないということです。特に日常的な言葉では言えるけれども、改まった言い方、改まった書き方ができない。つまり、それに対応する語彙を思い付かない、持っていないと思います。だから、例えば今回、常用漢字表の改定でいろいろな字が入りましたけれども、それは例えば「臆測」の「臆」が入ったり、あるいは「旺盛」の「旺」が入ったりとか、そういう言葉が社会生活の上で基本的に必要であるという認識で入ったと思います。例えばそういうものについて、どういう語彙が必要なのか。あるいは入らな

かったものもあります。例えば「招聘」の「聘」は、最初、候補に入っていたけれど も、結果的に入らなかった。例えばそういうものは逆に使わないで、もっと分かりや すい伝え方をするべきだという認識だと思います。

そういうものを含めて社会生活の中のコミュニケーションでどの程度の語彙を知って、使えばいいのかという目安のようなものが提示できると、学生や若い人にも一つの学習の目安になるのではないかと思います。岩澤委員が語彙力とおっしゃったので、触発されて思い付きました。飽くまで国語分科会としてコミュニケーションにどう取り組めるかという切り口で考えると、例えばこういうことがあるかと思い付きました。

○棚橋委員

今のお話を伺っていて、今後求められるコミュニケーションと言うのですから、改まった場合のコミュニケーションと考えるべきでしょうか。学校教育でも、話すこと、聞くことを重視していて、かなり公の場で話せるような力を育成していると思います。ただ、型ばかりが先行していて、子供たちがそのとおりに言う必要があり、少しコ

ミュニケーションを躊躇してしまう事例がある気がします。もちろん改まった場でコミュニケーションできないと、これからの社会、世界の中では通用しないとは思います。その一方で、人間関係を作るときの土台には、コミュニケーションが必要だと思います。そう考えると、3ページの一番下に「学校教育との関係」と書かれていますが、平成16年の国語力答申のときに、低学年から高学年までの何か教科の在り方を示されていましたが、そういうものを意図して、改まった場での内容を行えばいいのかもしれません。でも、これは本分科会でやることではないですかね。自分で言いなが

ら、やはり違うかなとも思います。

○関根委員

おっしゃるとおり、改まったというのでは、言葉が足りません。場面に応じたというか、つまり、誰に対してということです。友達同士で、しかも同年代の友達同士だったら、幾らでも思うことが伝えられるけれども、それが例えば先生、あるいは会社に入って上の先輩になったりすると、たちまち語彙がなくなってしまう。そういった、誰に対しても、あるいはどんな場面でも、同じような言い方しかできない、そういうことも含めて、ちょっと頭にあったものですから。

○棚橋委員

まだ子供のうちに、コミュニケーションは楽しくないと余り思わないようにさせたい。楽しいものだという実感を子供たちには知ってほしいと思います。

○秋山委員

読書に対する例えば体系的なものをまとめたのは、国語力答申でよろしかったで しょうか。

○鈴木国語調査官

国語力答申は、いわゆる国語教育が一つの柱で、もう一つが読書ですので、その意味で言えば、読書のことについてある程度まとめたということになります。

○秋山委員

学校にいてとても役に立ち、なるほどと思いました。こういう体系の中で、学校教育はこちらの力を充実していかなければという、非常にすっきりと方向性が見えたものだったと記憶しています。それで学校図書館とか、学校の中における読書活動が非常に進んでいったと思う。

そう考えると、コミュニケーション能力の育成についても、そうした全体像から、世の中の流れや、学校教育に求められるもの、と体系化して示していただくと非常に結び付いていいと思いました。語彙の問題もそうですし、ここに書いてある対面でのコミュニケーションについても、どうしたらいいかなど、ふとそんなものがあったらいいなという思いがいたしました。

○入部委員

個人的には語彙力も大事ですし、文法力も大事だと思います。ただ、社会人基礎力ではなく、文化庁版の社会人基礎力、例えば現代人基礎力とか、文化人基礎力とか、 それに対抗するようなより大きなものを考えていただきたいと思います。

コミュニケーション能力という言葉そのものを使うと非常に抽象的なので、これを 使わずにどう伝えるかというところが経済産業省に学ぶところかと思います。大きな 課題ではありますが、文化庁版のものを是非作っていただきたいと思っております。

○鈴木 (泰) 委員

お話を聞いていると、基本的に日本人のコミュニケーション能力のことばかりが問題にされています。実際に国際化して、あちこちに外国人が仕事をしているような中で、外国人とのコミュニケーションということも、この「コミュニケーションの在り方」の中へ当然入ってくると思います。

だから、日本人のことだけになると、どうしても青少年という学校教育の問題にば

かり入ってきますが、社会生活全体の中でどういうコミュニケーションの在り方があり得るのかということを、もっと広く見て、それぞれの対象、場面、相手ごとに考えていく必要があると思います。日本人だけを考えているときと全く違うものになる気がします。日本人だけで考えると、青少年のことだけを考えることになりがちで、恐らく外国人を相手にするときには余り問題にならないことになると思うので、対象をあまり限定せず、コミュニケーションの在り方を考える方が、意味があると思います。日本人のことだけ考えるのであれば、学校教育に任せておけばいいという気がします。

○沖森主査

ほかにいかがでしょうか。では、ほかに特になければ、本日の協議については、以上で終わりにしたいと思います。本日は、今後に向けて委員の皆様方の新しい発想、アイデアを頂きました。この頂いた御意見につきましては、よく整理して、今後の具体的な検討に反映させるようにしたいと思います。

それでは、本日の漢字小委員会はこれで閉会とします。本日は御出席、どうもあり がとうございました。